

「ヘルスター健康宣言」及び「ヘルスター認定」 ロゴマーク使用ガイドライン

「ヘルスター」は「ヘルス（健康）」と「スター（星）」を組み合わせた造語です。

協会けんぽ熊本支部では、「ヘルスター事業」として「ヘルスター健康宣言」と「ヘルスター認定」を行っています。

1. 「ヘルスター健康宣言」と「ヘルスター認定」の概要

■ヘルスター健康宣言

協会けんぽ熊本支部の適用事業所が行う健康経営への決意表明です。事業主が主体的に自社の健康づくりに取り組む決意表明を社内外に発信することをスタートとして、事業所と協会けんぽが協働して従業員の健康づくり、健康経営に取り組んでいきます。ヘルスター健康宣言シートを協会けんぽ熊本支部に提出いただくと宣言証を発行します。

■ヘルスター認定

協会けんぽが発行する事業所カルテ及び取り組みチェックシートの内容を評価し、健康経営への取り組みを1つ星から3つ星で認定するものです。事業所カルテを発行できない事業所（業態別カルテの対象事業所）は、取り組みチェックシートの内容のみで評価します。

認定を受けた事業所には認定証を発行します。ヘルスター認定は2年に1度行います。

2. ロゴマークを使用できる者

ロゴマークを使用できる者は、ヘルスター健康宣言を行ったか、もしくはヘルスター認定を受けており、かつ協会けんぽ熊本支部に「協会けんぽヘルスターロゴマーク使用許可申請書（様式1）」を提出し、「ロゴマーク使用承認通知（様式2）」を受けた事業所に限ります。

3. ロゴマークの使用を差し止める場合

前条に該当する場合であっても、次のいずれかに該当すると協会けんぽ熊本支部が判断した場合は、ロゴマークの使用を差し止めさせていただきます。

- ①協会けんぽの信用・評判を毀損するおそれがある場合。
- ②ヘルスター健康宣言またはヘルスター認定の活動の妨げやイメージを損なうおそれがある場合。
- ③ロゴマークの使用により、協会けんぽが特定の商品やサービス等を推奨しているかのような誤解を招くおそれがある場合。
- ④その他、法令や公序良俗に反するおそれがある場合や協会けんぽ熊本支部が不適切な使用と判断した場合。

4. 悪質な使用に対する対応

前条に該当する場合であっても、ロゴマークの使用の差し止めに応じない場合や、協会けんぽ熊本支部が特に悪質と判断した場合は、次の措置を講ずることといたします。

- ①事業所名公表
- ②訴訟

5. 協会けんぽ熊本支部からのお願い

本ガイドラインは、ロゴマークを本来の目的のために適切にご使用いただくためのものであり、その使用をむやみに制限するものではありません。趣旨をご理解いただき、協会けんぽ熊本支部と一緒に「健康経営」や「ヘルスター事業」の普及推進に取り組んでいただければ幸甚に存じます。

6. その他

ヘルスター事業に使用するロゴマークについては、協会けんぽ熊本支部が事前の通知なく必要に応じて変更する場合があります。

2024年4月

基本形

フルカラーによる使用を原則とします。

ヘルスター健康宣言ロゴ



ヘルスター認定1つ星ロゴ



ヘルスター認定2つ星ロゴ



ヘルスター認定3つ星ロゴ



禁止事項

- ・ 承認を受けた事業所以外で使用しないでください。
- ・ 縦横比率を変えないでください。
- ・ 変形しないでください。
- ・ 傾けないでください。
- ・ 色を変えないでください。
- ・ 他の文字や図形を乗せないでください。
- ・ フォントを変えないでください。
- ・ 文言を変えないでください。

(様式1)

協会けんぽヘルスターロゴマーク使用許可申請書

全国健康保険協会熊本支部長 (宛)

申請日 令和 年 月 日

申請者 所在地
会社名
代表者名 印
電話番号
担当者名

協会けんぽヘルスター事業のロゴマークを使用したいので下記のとおり申請
します。

また、使用にあたってはガイドラインを遵守することを誓約します。

記

該当するものを丸囲みしてください。(複数可)

1. 使用を希望するロゴマーク

ヘルスター認定ロゴ

ヘルスター健康宣言ロゴ

2. ロゴマークの用途

ホームページに掲載

名刺に掲載

その他 ()

以上

※ロゴマークはデータを原則CD-Rに格納しての提供となります。

(様式2)

協熊本支部発第 号
令和 年 月 日

〇〇 〇〇 様

全国健康保険協会熊本支部
支部長 〇〇 〇〇

ロゴマーク使用承認通知

令和 年 月 日付で申請されたロゴマークの使用について承認いたしましたので通知いたします。

使用にあたっては、同封のガイドラインをご確認ください。特に禁止事項を遵守いただきますよう、お願い申し上げます。

以上